平成３０年（フ）第４７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲205番地７
債務者　内匠　義幸
１　決定年月日時　平成30年１月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６１号
福岡市東区馬出６丁目21番21号
債務者　内堀　晃裕
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６５号
福岡県筑紫野市紫３丁目10番23号
債務者　中川日出夫
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６９号
福岡市東区香椎２丁目18番20号
債務者　高嶋　　潤
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８２号
福岡市南区井尻２丁目40番23―302号
債務者　仲岡美佑紀
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第９８号
福岡市南区清水３丁目15番３―201号
債務者　渡　　亜衣
１　決定年月日時　平成30年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５５号
栃木県栃木市都賀町家中5896番地12　オーランド家中Ａ201、住民票上の住所栃木県栃木市大宮町2120番地45
債務者　壁谷とみ江（旧姓山中）
１　決定年月日時　平成30年１月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第１１１号
栃木県小山市大字喜沢569番地11
債務者　新村　叔美
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第１１６号
栃木県栃木市小平町１番14号
債務者　近藤二三子
１　決定年月日時　平成30年１月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第５５９号
静岡県焼津市浜当目３丁目12番13号
債務者　松下　詔子
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６３２号
静岡市清水区折戸１丁目14番18号
債務者　志村　　旭
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６３４号
静岡県焼津市宗高789番地の62
債務者　橋本　　栄
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４０７号
東京都板橋区志村１丁目17―22―101
債務者　高橋　美紀
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４５６号
東京都世田谷区大原１丁目13―10
債務者　澤田　裕子（旧姓市村）
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４６３号
東京都江戸川区一之江６丁目４－４
債務者　加藤　雅之
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４７１号
東京都江戸川区松江７丁目８－４―203
債務者　早川　裕喜
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部